

田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム(第6期)

募集要項

2017年9月21日

今年度(第6期)募集より、活動実績の浅いスタート段階にある団体も応募いただける「少額助成」を設けました。詳細は本要項をご確認ください。

助成の趣旨

田辺三菱製薬株式会社は、「医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献します」を企業理念として事業活動を行っています。しかしながら、社会には医薬品の提供だけでは解決することのできないヘルスケアに関するさまざまな課題、例えば難病に苦しむ患者さんやそのご家族のための疾患啓発、治療へのアクセス改善、こころのケアなどが存在します。このような課題の解決に向け、当社は、本来の事業活動以外にも、患者さんやそのご家族を支援する取り組みを継続的に行うことが企業の社会的責任の観点からも重要であると考え、2012年に、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」を創設しました。患者さんの療養・就学・就労等、生活の質(QOL: Quality of Life)向上に取り組んでいる難病患者団体、およびその支援団体への助成を行っています。

募集内容

(1)対象疾患

ここでいう指定難病とは「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項」において2017年4月1日までに「指定難病」と告示された330疾患をさします。

(2)応募資格

日本国内に主たる活動拠点を有し、患者さんとそのご家族等関係者が所属する団体であれば応募が可能。法人格の有無は問いません。

(3)助成対象期間

2018年4月1日～2019年3月31日までの1年間に行われる活動に対する助成を行います。

(4)対象となる活動

- ① 患者さん、ご家族、支援者の共通課題解決にむけた活動。
- ② 団体の所属会員の社会参加を支援する、または啓発する活動。
- ③ 社会への啓発活動や交流など、社会とのかかわり合いを進める活動。
- ④ 団体の自立や役員・リーダー・相談員の支援や育成が期待できる活動。
- ⑤ その他、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム選考委員会」が認めた活動。

(5)助成金総額

1,000万円（申請は1団体1件とします。）

助成内容

	通常助成	少額助成
助成金額	上限 100 万円	上限 30 万円
申請資格	2017 年 4 月 1 日現在において、3 年以上連続した活動実績を有する団体	2017 年 4 月 1 日現在において、1 年以上連続した活動実績を有する団体
	<p>【共通】</p> <p>① 患者とそのご家族を支援することを目的としていること。</p> <p>② 事業を計画に従って遂行できる組織体制と能力を有する非営利法人、団体であること。</p> <p>③ 適切な資金管理を行う能力があり、会計帳簿、契約書類、領収書等の資料帳票を管理保管する能力を有すること。(団体名を付した代表者名義の金融機関の口座をご用意いただく必要があります。)</p> <p>④ 医師が団体の役員に就任していないこと(役員に顧問は含みません)。</p> <p>⑤ 団体の構成員、関係者に反社会的勢力並びにその関係先がないこと。</p> <p>⑥ 税務の専門家に相談できる関係を持ち、本助成金受領に伴う予定外の納税により、本事業の実施に支障をきたす惧れがないことを予め確認できること。</p> <p>⑦ 当該団体を支援することが田辺三菱製薬株式会社にとって公正競争規約(※1)に抵触しないこと。</p> <p>営利、政治、思想および宗教活動を目的としていないこと。田辺三菱製薬グループ「患者団体との関係の透明性に関する指針」(5 頁参照)に基づく情報公開に同意できる団体であること。</p> <p>※1: 医療用医薬品製造販売業公正競争規約: 医療用医薬品の供給・販売に際し、公正かつ自由な競争が行われるための医薬品産業界における自主規制ルール。詳細は、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会ウェブサイト(http://www.iyakuhin-koutorikyo.org)をご参照ください。</p>	
審査の視点	<p>①企画性のある事業 独自の発想や新たな視点による活動</p> <p>②実現性の高い事業 計画や費用が実現可能で妥当な活動</p> <p>③必要性の高い事業 社会(環境)や患者さん、ご家族、その支援者のニーズの変化に適合</p> <p>④発展性・波及性のある事業 波及効果や新たな展開を期待</p> <p>⑤公益性の高い事業 患者さん、ご家族、その支援者の共通課題に対する貢献</p>	<p>①実現性の高い事業 計画や費用が実現可能で妥当な活動</p> <p>②必要性の高い事業 社会(環境)や患者さん、ご家族、その支援者のニーズの変化に適合</p> <p>③発展性・波及性のある事業 波及効果や新たな展開を期待</p>

申請手続き

(1) 申請期間

2017年10月1日から2017年11月15日とし、最終日の消印のあるものまで有効とします。

(2) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記載いただき、当該申請書に記載の必要書類を添付の上、事務局宛にご郵送ください。申請書は、田辺三菱製薬株式会社 (<http://www.mt-pharma.co.jp/>) および公益社団法人日本フィランソロピー協会 (<http://www.philanthropy.or.jp/>) のウェブサイトよりダウンロードしてご利用ください。尚、「通常助成」「少額助成」で申請書が異なりますのでご注意ください。入手できない場合は、事務局宛にご請求ください。お送りいただきました書類一式は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

選考および助成金の交付について

(1) 選考方法

公平かつ客観的な選考を行うため、社外有識者を中心とした「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム選考委員会」にて、審議を行います。

(2) 選考結果の通知

選考の結果については、2018年2月下旬に事務局より文書で通知いたします。

採択された場合においても、申請金額全額の助成ができない場合があります。

(3) 助成金の交付

2018年4月を予定しています。

助成事業の遂行が困難と認められた場合、あるいは申請者が助成金交付規則に違反したと認められた場合には、交付した助成金の全部または一部を返還していただく場合があります。

助成事業について

(1) 助成金の使途

助成金は、原則として申請した経費以外の使用を認めません。事業の大幅な変更は認めません。変更が生じる場合にはご相談ください。

(2) 経過および報告について

事業実施状況等を確認するため、電話によるヒアリング、訪問を行う場合がありますのでご協力ください。

① 中間報告

上半期(4月～9月)に行った助成事業について、中間報告書をご提出いただきます。

② 事業完了報告

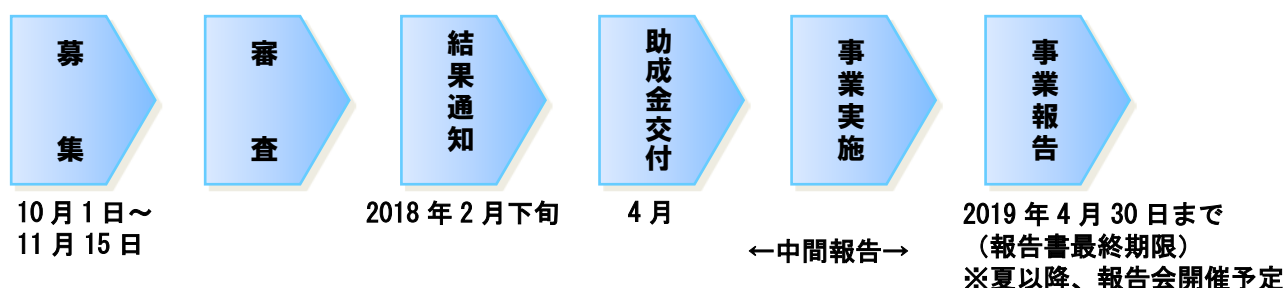
助成事業終了後1カ月以内に、活動報告書をご提出いただきます。

- ・活動報告書、収支報告書
- ・助成事業の実施状況を示す写真、資料等
- ・「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」のクレジットを明記した印刷物等
- ・領収証、受領証のコピー

(3)活動報告会

助成期間終了後に、助成事業の成果報告会にて発表を行っていただきます。

「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」スケジュール



※上記内容が変更になる場合は、田辺三菱製薬株式会社および公益社団法人日本フィランソロピー協会のウェブサイトでお知らせいたします。

留意事項

申請時の留意事項

本申請は、団体の役員会、あるいはそれに準ずる機関の承認を得た上で、申請してください。団体に上部組織・団体等がある場合は、本申請に際し、当該組織等へご連絡の上、申請してください。申請は、1団体1申請とし、当該団体の上部組織または上部団体による同一事業の重複申請はできないものとします。

- ・ 申請書類の記載内容に関して、事務局より問い合わせを行うことがあります。
- ・ 同一団体下で、複数の地区支部等から同じ事業内容での助成申請を行う場合、採択の上限件数は2件までとなります。
- ・ 複数年助成を前提とした継続助成の募集枠は設けていません。1年毎に申請してください。

個人情報の取り扱い等

ご提出いただきました申請書および資料に記載されている個人情報の取り扱いには、十分に注意するとともに、助成金交付選考の審査以外の目的には一切使用しません。なお、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」に関する業務は、事務局である公益社団法人日本フィランソロピー協会に業務委託しています。申請者より提出された情報は事務局である同協会に開示することとなりますが、同協会とは厳密な秘密保持契約を締結しています。

また、助成金交付が決定した場合、当該団体情報および助成対象事業概要について、田辺三菱製薬株式会社および事務局である公益社団法人日本フィランソロピー協会のウェブサイト等で公表するとともに、当社の選定する第三者(報道機関、NPO など)へも開示することを予めご了承ください。

倫理違反の厳禁等

利害関係者との不適切な関係等、審査会の良識に照らして倫理に反する行為は厳に慎んでください。審査会が事後的に倫理違反と判断した場合は、採択の取り消し・助成金の返還と、経緯の公表を行う場合があります。

患者団体との関係の透明性に関する取り組みについて

田辺三菱製薬グループは、患者団体との協働の一環としての支援活動等が、高い倫理感のもと、各患者団体の独立性を尊重して相互理解の下に実施され、各患者団体の活動・発展に寄与していることについて、広く社会から理解を得ることが重要であると考えています。支援にあたっては、田辺三菱製薬グループが定める「患者団体との関係の透明性に関する指針」に従い、各患者団体に対する資金提供等の内容の情報公開に同意いただいた上で、田辺三菱製薬株式会社のウェブサイトの情報公開いたします。

※「患者団体との関係の透明性に関する指針」 http://www.mt-pharma.co.jp/company/pdf/tomeisei_kanjakai.pdf

助成対象経費ガイドライン

助成対象となる経費は、付表1～11の経費とし、かつ次の①～④を満たすものとします。

- ① 助成対象となる事業を実施するために直接必要になるもの
- ② 助成対象となる事業の実施予定期間内に発生したもの
- ③ 原則として、領収書・受領書（コピー）が提出できるもの
- ④ 助成金で作成する媒体（チラシ、冊子、映像、ウェブサイト等）には、必ず「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」より助成を受けた旨、明記すること

《経費として認められない用途例》

- ・助成対象となる事業と直接かわりのないアルバイト賃金や物件費
- ・事務所の賃借料・水道光熱費など日常の維持管理費
- ・通常実施している活動（会議の開催および会報の作成）などに関わる費用
- ・助成申込書に記載した費目以外の費用 など

対象経費名	内容	対象となる経費例	対象とならない経費例
1 報償費 (謝礼金)	講師・専門家など、外部協力者に支払う謝礼金	・講習会専門家講師謝礼 ・ボランティアスタッフ等謝礼 ・翻訳料、通訳料など	・団体の役職員への謝金
2 人件費（アルバイト賃金）	事業に直接必要なアルバイトスタッフの賃金		・団体の通常の人件費
3 旅費・交通費	交通費、宿泊費など	・講師交通費 ※実費が助成対象	
4 会議費	会場代	・会議室・会場使用料 ・イベント時の講師及びスタッフのお弁当代	・個人宅の場合は対象外 ・接待交際費的、儀礼的な茶菓・飲食代
5 物品購入費	消耗品類、製作に必要な材料、機材等の購入	・事務用品類	・一つ当たりの単価が助成金額の3割を超える物品
6 印刷経費	印刷に係る経費	・チラシ、ポスター、冊子などの印刷経費	
7 通信運搬費	送料など	・切手代、郵送料 ・物品などの運搬費用	
8 保険料		・保険料（イベント保険等）	
9 委託料	事業を効率的に実施するための委託経費	・舞台設営・音響機器操作委託経費 ・冊子制作委託 等	・助成対象経費の5割を超える委託料等
10 レンタル・リース料	物品などを借り、使用するための経費	・スクリーン、プロジェクター、音響装置等	・助成対象経費の5割を超えるレンタル・リース料
11 その他経費	図書、資料、購入費	・図書費	

(注) 助成対象経費になるかどうか不明な場合は、事前に事務局へお問合せください。

■領収書・受領書の注意事項

管理運営費（通常の運営に必要な人件費や謝礼、消耗品費等）は経費として認められません。

助成対象となる事業の必要経費を支出する時は、領収書・受領書を受領し、写し（コピー）をご提出ください。領収書・受領書の提出がない場合や不備があった場合、助成金を返還していただくことがあります。

- ・宛先（団体名）のないレシート、品名が「お品代」となっているものは経費として認めかねます。
- ・交通費は行先、用途がわかるようにしてください（電子マネーのチャージ料金は認めかねます）。
- ・提出された領収書・受領書の写し（コピー）は返却できません。

申請書の送付先・問い合わせ先

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル244区

公益社団法人日本フィランソロピー協会内

「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム」事務局 宛

担当 宮本 栄(みやもと・さかえ) 両角 明子(もろずみ・あきこ)

TEL 03-5205-7580

FAX 03-5205-7585

E-mail tenohira@philanthropy.or.jp

以上